



RESOLUTION No. 7) UNIVERSAL ACCESS TO HEALTHCARE

第7号決議) ヘルスケアのユニバーサルアクセス

第29回国際公務労連 (PSI) 世界大会
2012年11月27日-30日、南アフリカ・ダーバン

以下の点に留意しつつ、:

- a) 保健は基本的人権であり、全ての市民が利用できるものでなければならない。
- b) 特に開発途上国では、国をまたいで病気の負担が増大している。
- c) 保健は商品化され、最高値を付けた業者に売却され、貧困層を社会から疎外する
- d) 保健は急速に民間企業の商品となり、したがって、その利便性は特権となり、基本的権利ではなくなった。

さらに以下に留意する。:

- e) 医療を利用できなければ、悲惨な状況が生じ、社会の社会経済的状況も悪影響を受ける。
- f) 開発途上国の継続的に荒廃したヘルスケアの状態は、特に生産の点で先進国にも影響を及ぼしている。

以下を確信する。:

- a) 開発途上国におけるヘルスケアの状態は、とくに極端な人材不足と、しばしばインフラの不十分な整備によって悪化している。
- b) 製薬と医薬品の費用は途上国にとって非常に高く、労働者階級がこれらを利用するのが困難になっている。
- c) 途上国では医療従事者を訓練する資金が乏しく、慢性的な流行病を前に医療環境がさらに悪化する。

以下を決議する。:

- a) 世界大会は、政治的・社会的・経済的地位にかかわらず万人にヘルスケアのユニバーサルアクセスを唱道するキャンペーンを展開すべきである。
- b) 国際的に、とくに開発途上国において、万人のためのヘルスケア推進に向けた支援のメカニズムを策定する。
- c) 保健の非民営化を擁護するキャンペーンを策定する。
- d) 保健に携わる人材の開発が主な優先課題であり、ヘルスワーカーの移住を抑えるべきである。

行動プログラムおよび規約を含む大会決議 [Congress resolutions](#) を参照のこと